

柏原市立堅下北中学校P.T.A.会則

第1章 総 則

第1条 本会は柏原市立堅下北中学校P.T.A.と称する。

第2条 本会の目的を次のごとく定める。

1. 家庭教育と学校教育の連携と理解を深め、力を合せて生徒の育成をはかる。
2. 生徒の福祉の増進と、心身の健全な発達を遂げさせるために会員相互の積極的な協力をはかる。
3. 家庭生活および社会生活の改善をはかるため、会員相互の向上と親睦につとめる。
4. 学校のよりよき教育的環境の醸成につとめる。

第3条 本会は次の方針に基づいて活動する。

1. 教育を本旨とする自主独立の団体であって、他の団体から支配、統制干渉を受けないで活動する。
2. 営利的、宗派的、政党的な団体および事業に関係をもつことも、それらの職務の候補者を推薦したり、支持することもない。
3. 関係当局に十分な学校費用を要求することがあっても、強制的に保護者その他から寄付をとらない。
4. 学校の管理や教育方針および教職員人事には一切干渉しない。

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の父母またはこれにかわる者、および本校に勤務する教職員とする。

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第6条 会員は本会の目的達成のため第16条に規定する会費を納めなければならない。

第3章 役 員

第7条 本会には次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 書 記 1名
4. 会 計 1名

書記、会計には1名ずつ補佐をつける。補佐は教職員から会長が委嘱する。

役員任期は1ケ年とする。

第8条 役員選挙および就任は次のとおり行う。

1. その年度の11月中旬に、実行委員の全員をもって指名委員会を組織し、委員長は互選によって定める。
2. 指名委員は、役員各役職に対して、それぞれ1名の候補者を推薦する。
3. 会長はじめ、その他の役員候補者は、会員の中から自由に立候補することができる。こ

の場合、指名委員会の告示する期間内に、指名委員会に届け出なければならない。なお、立候補者は、仮決定とし総会の承認をもって決定とする。

4. 役員選出総会は、3月に開き指名委員会より、立候補者と推薦候補者を提案し、総会の承認によって決定する。立候補者が複数の場合は、出席会員の無記名投票多数決によって決定する。
5. 指名委員会は、選挙管理委員会の事務を行う。

第9条 役員並びに委員長の兼任を認める。ただし、兼任された役員並びに委員長の任務については実行委員会で分担する。

第10条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長はこの会を代表し、総会の議決事項に基づいて執行の責に任ずる。
会長は総会、実行委員会を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をつとめる。
3. 書記はすべての会合の議事並びに会の活動状況を記録保管するとともに、各種の会合を通知する。
4. 会計は金銭の収入、支出を正確に記録し、領収証とともに保管し、会員の要求ある時は閲覧に供し、総会においては会計監査委員会の監査を経た決算を報告する。
5. 役員に欠員の生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、任期の2分1以上経過の場合は、後任役員を選ばないこともある。

第4章 総会

第11条 総会は本会の議決機関であって5月と3月に定期総会を開く。

会長または実行委員会が必要と認めた場合および会員の5分の1以上の要求のあった場合は臨時総会を開く。

第12条 総会を開く場合は、5日前にその日時、場所、議案をあらかじめ通知する。

第13条 総会の定員数は、会員の3分の1以上とし、決議は参加者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状は出席者とみなすも議決権はない。

第14条 次の事項は総会において審議し、その承認を得なければならない。

1. 予算案および事業計画
2. 決算
3. 規約の改廃
4. 会費その他重要な事項

第5章 会計

第15条 本会の経費は会費および自発的寄付金並びにその他の収入によってあてる。

第16条 会費は、一会員につき、1口を原則とし、月額300円とする。

第17条 本会の資産は、第2条の目的達成以外には使用されない。

第18条 本会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第6章 実行委員会

第19条 実行委員会は、会長・副会長・書記・会計の四役並びに、文化教養、保健体育、地区連絡、施設厚生、広報、幼小中交流部会の委員長および学級委員長、会計監査委員、校長、教頭、書記補または、その都度必要とみなす教職員で構成する。ただし、会計監査委員、校長、教頭、書記補または、その都度必要とみなす教職員は、議決権を有しない。

第20条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 各種委員会で立案された事業計画および予算を審議検討する。
2. 総会に提出する議案並びに議事日程を作成する。
3. 各常任委員会の仕事以外のP.T.A.の事業については、本委員会の立案、調整を経て実行する。

第21条 実行委員会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

第7章 委員会

第22条 本会の目的を達成するために、次のような常任委員会と特別委員会を設ける。

なお、必要に応じて実行委員会の承認を得て増減することができる。

1. 常任委員会

(イ) 広報委員会

P.T.A.新聞「潮」、広報紙「坂道」担当。

(ロ) 文化教養委員会

会員並びに生徒の文化向上と家庭および社会教育の振興につとめるとともに、研修活動を推進する。講演会、文化祭担当。

(ハ) 保健体育委員会

保健体育の向上につとめる。

(ニ) 学級委員会

各学年、学級の教育の向上について、学年主任・学級担任と協力するとともに、研修活動を推進する。

(ホ) 施設厚生委員会

学校の施設改善整備による教育環境の充実をはかるとともに、会員相互の親睦和合をはかり、互助の精神を養う。

(ヘ) 地区連絡委員会

各地区における会員相互の連絡をはかるとともに、生徒の健全育成を目指し、生徒の補導並びに環境浄化と交通安全につとめる。

(ト) 幼小中交流部会

会員の声を反映するとともに、会員の資質の向上につとめ、幼少中の交流と研修活動を推進する。

(チ) 人権啓発委員会

人権尊重の高揚と啓発につとめる。実行委員会がこの任を代行する。

2. 特別委員会

(イ) 指名委員会

第3章の役員選挙に当たって役員立候補者と推薦候補者および会計監査委員候補者若干名を選定し、これを総会に提案、説明して承認を受ける。

(ロ) 会計監査委員会

金銭収支に関して、会計年度末に監査をし、総会に監査の結果を報告する。

(ハ) その他の特別委員会

必要に応じて、実行委員会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

第23条 前条の委員会の委員長、副委員長並びに委員は、次の順に選出される。

1. 常任委員会の委員長は、会員の中から自由に立候補することができる。この場合、指名委員会の告示する期間内に、指名委員会に届け出なければならない。立候補がない役職及び、複数立候補がある場合は指名委員会において調整選定し、会長がこれを委嘱する。
2. 副委員長及び委員は委員長が推薦し、会長がこれを委嘱する。
3. 学級委員は各学級1名を学級ごとに互選し、会長がこれを委嘱する。

第24条 各常任委員会の事業計画については、実行委員会にはからなければならない。

第8章 改正

第25条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第9章 付 則

第26条 書記補佐、会計補佐は学校長が推薦し、会長がこれを委嘱する。

第27条 学校長および教頭は各委員会に出席して、意見を述べることができる。

第28条 この会則は昭和51年 5月15日より実施する。

第29条 個人情報の扱い

1. 本会は個人情報（会員の名前・住所・電話番号等、個人を特定できる情報）の保護とその管理体制を整える。
2. 本会が収集した個人情報は、本会の目的を達することに限り利用する。
3. 本会が収集した個人情報は、第三者に開示しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。
4. 本会はその活動を通じて、会員の個人情報保護についての意識を高め、学校における生徒の個人情報保護に向けての取り組みに協力する。

付則

- ・昭和54年 3月 6日 会則一部改正
- ・昭和56年 3月 5日 会則一部改正
- ・昭和59年 3月 6日 会則一部改正
- ・昭和62年 3月 3日 会則一部改正
- ・平成元年 3月 4日 会則一部改正
- ・平成 2年 2月27日 会則一部改正
- ・平成 7年 5月15日 会則一部改正
- ・平成 8年 3月 2日 会則一部改正
- ・平成11年 3月 6日 会則一部改正
- ・平成13年 3月 8日 会則一部改正
- ・平成15年 3月 4日 会則一部改正
- ・平成16年 3月 5日 会則一部改正
- ・平成16年11月 2日 会則一部改正
- ・平成22年 3月 5日 会則一部改正
- ・平成23年 3月 4日 会則一部改正
- ・平成24年 3月 2日 会則一部改正
- ・平成31年 3月 1日 会則一部改正